

独立行政法人国民生活センター理事長選任理由

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、理事長のポストには、そのミッションとして、国民生活センターを代表して、消費者庁を始め地方公共団体等と連携を図り、法人全体の運営管理業務を総理し、中期計画に基づき業務を的確に遂行することが求められる。

松本恒雄氏は、平成 25 年 8 月 1 日の就任以来、国民生活センターの事業である情報収集、情報提供、相談処理、調査研究、商品テスト及び教育研修等を統括し、全国の消費生活センター等との連携を通じて、その中核的機能を果たすべく積極的に取り組んだ。

次期 4 年を展望すると、今後は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、急速に進む消費生活の情報化・グローバル化に対応するため、国民生活センターには、増加する訪日・在日外国人や越境取引に対応するための情報提供・相談体制の充実が求められている。

松本理事長は、国民生活センター理事長就任前の法学研究者（元一橋大学法科大学院長）としての豊富な国際会議等出席によって築いた経験や人脈を活かし、平成 27 年度に消費者庁から引き継いだ越境消費者センターの充実のため、中国、韓国を訪問し、韓国消費者院と「国際取引の消費者相談に関する相互協定のための覚書」を締結するなど、国民生活センターの業務のグローバル化に積極的に取り組み、その能力を発揮している。

以上のことから、国民生活センターの業務の適切かつ効率的執行のみならず、情報化・グローバル化に向け求められる役割への対応に多大な貢献があり、今後もその活躍が期待される松本恒雄氏については、余人をもって代え難く、引き続き、理事長となるべき者として選任したところである。